

介護職員等によるたんの吸引等に関する質問・回答(福井県) その2

No.	区分	質問	回答
13	経過措置(違法性阻却)	特別養護老人ホームにおいて、平成24年4月入社の介護職員を前倒して24年3月までに違法性阻却の通知に基づく14時間の研修をしようとする場合、3月31日までに修了しなければならないのか。4月にまたいで大丈夫か。	24年4月1日において研修中であってもよい。詳しくは、施行通知(平成23年11月11日社援発1111第1号)第8、3(2)を確認
14	その他	居宅で訪問介護員がたんの吸引等を行う場合、かかりつけ医から書面で指示を受ける必要があるが、文書料等コストがかかってくるのか。	かかりつけ医によっては、文書料等を請求することも考えられる。
15	登録研修機関	登録研修機関の登録は、医療機関も可能か。	可能。 ただし、医療機関において実地研修を実施する場合は、介護療養病床など対象者の状態が比較的安定している施設で研修を行うことが適当である。 詳しくは、施行通知(平成23年11月11日社援発1111第1号)第5を確認
16	登録研修機関	登録研修機関となった場合、登録研修機関で筆記試験を実施するのか。筆記試験の問題は登録研修機関で作成するのか。	今後、厚生労働省から示される研修実施要綱で明らかになるが、筆記試験の実施、筆記試験問題の作成は登録研修機関ごとに行うことになる。
17	登録研修機関	登録研修機関の講師(指導者)は、医師や看護師であれば県が実施する指導者伝達講習を受講していなくてもよいのか。	県が実施する指導者伝達講習を修了した者が望ましい。 詳しくは、施行通知(平成23年11月11日社援発1111第1号)第5、1(3)を確認
18	認定特定行為業務従事者	経管栄養で栄養剤を注入後に、内服注入も介護職員が行うことができるか。	薬の注入は、今回の研修の範囲に含まれていないため、実施できない。
19	認定特定行為業務従事者	福井県で研修を修了し認定書を受けた後、県外へ引越した場合も、認定証は有効か。	認定を受けた都道府県以外でも有効である。 (国Q&A-A4参照)
20	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修	50時間の講義後の筆記試験に合格できなかった場合どうなるのか。	筆記試験で不合格の通知があった場合は、再度講義の全過程を受講し、その後筆記試験を再度受ける必要がある。 (平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業筆記試験事務規定第19条第4項)
21	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修	在宅での実地研修の指導を行う場合、訪問看護および訪問介護の時間中におこなってよいのか。訪問介護の時間にあわせて看護師が指導に行った時間については訪問看護として介護報酬を請求してよいのか。	実地研修をおこなっている時間について、介護報酬を請求することはできない。
22	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修	指導看護師の研修は今後もあるのか。指導看護師が病気で不在となったとしたら同一グループ内の看護師で対応してよいのか。	23年度の研修実施中に指導看護師が不在となった場合は、ご相談ください。
23	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修	実地研修実施要領 I-2-(2)-③に「利用者ごとに、個別具体的な計画を整備されていること」とあるが、現行のケアプランに盛り込む形で計画を作成してよいのか。	実地研修においては、別途お示しする参考様式にて、別に計画書を作成していただきたい。
24	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修	実地研修実施要領 I-2-(3)-④「当該利用者に関するたんの吸引等について……技術の手順書を整備されていること。」と、同(4)-③「一般的な技術の手順書」の両方が必要か。特に個別に注意が必要でない(一般的な手順でよい)利用者や、個別な注意点が医師の指示書に記載してある場合であっても、当該利用者に関する個別の手順書が必要か。	一般的な技術の手順書は、テキストの手順書を使用していただくことでもかまわない。個別な注意点が医師の指示書に記載してある利用者については、一般的な手順書に個別の注意点を落とし込んで、当該利用者の個別の手順書として作成していただきたい。
25	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修	実地研修実施要領 I-2-(4)-①に記載のある安全委員会の名称は施設ごとに独自に設定すればよいのか。何か規定があるか。	名称は独自に設定していただきたい。名称について特に規定はない。
26	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修	安全委員会には施設長・嘱託医・指導看護師・ケアマネ・介護職員が参加する形でよいのか。	お見込のとおり。

介護職員等によるたんの吸引等に関する質問・回答(福井県) その2

No.	区分	質問	回答
27	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修	安全委員会の設置について、複数の事業所(施設)を所有している法人であって各事業所において実地研修を行う場合、各事業所での委員会設置が必要か。法人単位での委員会設置でもよいか。	事業所(施設)ごとに関係者が異なるため、各事業所(施設)ごとに委員会を設置していただきたい。

※No.23～27の回答については、平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修を実施する際の要件としての回答であり、登録事業者としての要件を審査する際には異なる内容となることもある。